~Airbnb×辰野町 暮らすように旅する~

「Airbnb の宿をオープン!たつの宿泊施設開業支援金」交付要領





1. 「Airbnb の宿をオープン!たつの宿泊施設開業支援金」とは

辰野町への移住定住や企業誘致の促進並びに関係人口創出の推進を図るため、町内に宿泊施設を開業し、Airbnb に登録し、暮らすように旅する機会を提供する事業を予算の範囲内で支援します。

2. 支援対象者

支援金の交付対象者は、町内に宿泊施設を開業し、Airbnb に登録した者とします。

3. 支援対象事業

支援金の対象となる事業は、次のとおりとします。

- (1) 令和3年10月1日から令和4年2月28日までの期間に町内に宿泊施設を開業し、Airbnb に登録した事業
- (2) 地域の人たちとの交流を通じて、暮らすように旅をする体験を提供する事業
- (3) 本町への移住定住や企業誘致の促進並びに関係人口創出の推進に寄与する事業

4. 支援対象外

次のいずれかに該当するものは、支援の対象としません。

- (1) 政治的活動を目的とする事業
- (2) 宗教的活動を目的とする事業
- (3) その他町長が適当でないと認める事業

5. 支援金交付条件

支援金の交付条件は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 辰野町、Airbnb Japan 株式会社、地域住民、関係者及び宿泊者等と良好な関係を築き、 そのネットワークを生かし、交流人口、関係人口、移住人口並びに共創人口(※)の増加を 促進すること
 - ※共創人口とは、地域に愛着を持って能動的に地域とつながりを持つ関係人口の進化系。自身が実現したいこと、挑戦したいことと、地域のニーズを掛け合わせて、地域と協働しながら地域価値を高める事業やプロジェクトを新たに「共創」していく人財のこと
- (2) 開業後最低3年以上継続すること
- (3) たつの WORKTRIP ホームページやメディア等の広報へ協力すること

6. 募集数 3 者

7. 宿泊施設開業支援

宿泊施設開業支援として、以下(1)~(3)の支援を行います。

(1)資金援助

ア 支援額

1者あたりの支援額 30万円 ※予算90万円終わり次第終了。

イ 支援金交付申請

補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式任意)と宿泊施設を開業する予定の物件の地図や写真など詳細がわかる書類(様式任意)を添えて、宿泊施設を開業する前までに辰野町産業振興課に申請してください。

- (2)相談・案内・つながりづくり
 - ①仕事、学業及び観光等でお越しになる宿泊者等の各種相談・案内をお受けします。
 - ②ヒト・コト・モノのマッチングを行います。
- (3)終了後の支援
 - ①宿泊者等の辰野町への本格的な移住や拠点設置をご希望の場合お手伝いいたします。
 - ②宿泊者等の完全移住(移転)でなくても、二地域居住等も歓迎です。

8. お問い合わせ・申請

辰野町 産業振興課 企業支援室 〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

TEL: 0266-41-1111 MAIL: sangyou@town.tatsuno.lg.jp